中東遠総合医療センター麻酔科専門研修プログラム

1. 専門医制度の理念と専門医の使命

① 麻酔科専門医制度の理念

麻酔科専門医制度は、周術期の患者の生体管理を中心としながら、救急医療や集中治療における生体管理、種々の疾病および手術を起因とする疼痛・緩和医療などの領域において、患者の命を守り、安全で快適な医療を提供できる麻酔科専門医を育成することで、国民の健康・福祉の増進に貢献する。

② 麻酔科専門医の使命

麻酔科学とは、人間が生存し続けるために必要な呼吸器・循環器等の諸条件を整え、生体の侵襲行為である手術が可能なように管理する生体管理医学である。麻酔科専門医は、国民が安心して手術を受けられるように、手術中の麻酔管理のみならず、術前・術中・術後の患者の全身状態を良好に維持・管理するために細心の注意を払って診療を行う、患者の安全の最後の砦となる全身管理のスペシャリストである。同時に、関連分野である集中治療や緩和医療、ペインクリニック、救急医療の分野でも、生体管理学の知識と患者の全身管理の技能を生かし、国民のニーズに応じた高度医療を安全に提供する役割を担う。

2. 専門研修プログラムの概要と特徴

専門研修基幹施設である中東遠総合医療センター、専門研修連携施設である浜松医科大学医学部附属病院、静岡県立総合病院において、専攻医が整備指針に定められた麻酔科研修の到達目標を達成できる専攻医教育を提供し、地域の麻酔診療を維持すべく十分な知識・技術・態度を備えた麻酔科専門医を育成する。

3. 専門研修プログラムの運営方針

・研修の前半２年間は、専門研修基幹施設で研修を行う。
・研修期間中、浜松医科大学医学附属病院において１年間の手術麻酔研修を行う。
・最後の１年間は、専攻医のニーズに応じて専門研修基幹施設を含めた希望の研修病院で研修を行う。
・プログラム管理委員会は、各専攻医の研修内容・進行状況に配慮して、プログラムに所属する全ての専攻医が経験目標に必要な特殊麻酔症例数を達成できるようローテーションを構築する。

研修実施計画例

年間ローテーション表（例）

	１年目	２年目	３年目	４年目
A	中東遠総合 医療センター	中東遠総合 医療センター	浜松医科大学 医学部附属病院	中東遠総合 医療センター
B	中東遠総合 医療センター	中東遠総合 医療センター	浜松医科大学 医学部附属病院	浜松医科大学 医学部附属病院
C	中東遠総合 医療センター	中東遠総合 医療センター	浜松医科大学 医学部附属病院	静岡県立総合病院

専攻医のニーズを考慮し、ローテーションを構築する。

週間予定表

中東遠総合医療センターの例

	月	火	水	木	金	土	日
朝	カンファ	カンファ	カンファ	カンファ	カンファ	休み	休み
午前	手術室	手術室	手術室	手術室	手術室		
午後	手術室 カンファ	手術室 カンファ 緩和ケア ラウンド	手術室 カンファ	手術室 カンファ	手術室 カンファ		
待機	習熟度に応じて、週１程度の平日待機と月２程度の休日待機						

4. 研修施設の指導体制

① 専門研修基幹施設

中東遠総合医療センター

研修プログラム統括責任者：鈴木　祐二

専門研修指導医：鈴木　祐二（麻酔，集中治療）
内山　智浩（麻酔、ペインクリニック）
山本　洋子（麻酔）
鈴木　みどり（麻酔）

認定病院番号：1625

特徴：年間手術症例は約6,500件（うち麻酔科管理症例約2,600件）でありペインクリニックや緩和医療も積極的に行っている。外科や産婦人科、泌尿器科のDa Vinchi手術麻酔や、救命救急センターとして救急症例も多く経験できる。

② 浜松医科大学医学部附属病院（以下,浜松医科大学）

※麻酔科認定病院（認定第158号）

研修実施責任者：中島芳樹



専門研修指導医：中島芳樹（麻酔，ペインクリニック，小児麻酔）
御室総一郎（麻酔，集中治療）
五十嵐 寛（麻酔，医学教育，ペインクリニック）
栗田忠代士（麻酔，心臓血管麻酔）
谷口美づき（麻酔，産科麻酔，ペインクリニック）
八木原正浩（麻酔，小児麻酔）
青木善孝（麻酔，集中治療）
内崎紗貴子（麻酔）
成瀬 智（麻酔，産科麻酔）
川島信吾（麻酔，心臓血管麻酔，医療安全）
加藤弘美（麻酔、集中治療）
木村哲朗（麻酔，ペインクリニック、緩和医療、区域麻酔）
小林賢輔（麻酔，心臓血管麻酔，集中治療）
佐藤恒久（麻酔、ペインクリニック、緩和医療）
鈴木興太（麻酔，ペインクリニック、区域麻酔）
和久田千晴（麻酔，小児麻酔）
西本久子（麻酔）
大嶋進史（麻酔，ペインクリニック）
溝渕有助（麻酔，集中治療）
今井亮（麻酔，集中治療）

専門医：高木真奈（麻酔）
鈴木康仁（麻酔，集中治療）

特徴：豊富な指導医が在籍する大学病院を中心に、手厚いサポート体制のもとで安心して研修を開始できます。若手のうちから多様かつハイレベルな症例に関わる機会が豊富で、基本的な麻酔管理から高難度手術の全身管理、術後疼痛管理まで、実践を通じて着実に臨床力を高めることができます。

さらに、麻酔科医が主体となる集中治療室での重症患者管理をはじめ、ペインクリニック、緩和医療、小児麻酔、産科麻酔・無痛分娩など、幅広いサブスペシャリティを

横断的に経験できる環境が整っており、早期から自身の興味や専門性を深めることが可能です。
また、医療安全やシミュレーション教育を専門とする麻酔科医も在籍しており、体系的かつ実践的なトレーニングを受けながら、安全性と質の高い医療を学ぶことができます。
学会発表や論文執筆の機会も豊富に用意されており、臨床経験にとどまらず、学術的な視点からもキャリア形成を支援する体制が整っています。日々の診療・教育・研究が一体となった環境の中で、確実な成長と将来の専門性の確立を目指すことができます。

③　静岡県立総合病院

研修実施責任者：渥美　和之
専門研修指導医：　渥美　和之（麻酔）
藤井　俊輔（麻酔）
森本　恵理子（麻酔、集中治療）
柳田　京子（麻酔）
高良　麻紀子（麻酔）
航　尚子（麻酔）
中右　麟太郎（麻酔）
小笠原　孝（麻酔）
上中　龍（麻酔）
杉村　翔（麻酔、集中治療）
横山　順一郎（麻酔）
認定病院番号274号
特徴：静岡県内有数の手術件数を誇っており、食道・肝胆膵手術、心臓血管外科、呼吸器外科などの難易度の高い手術が多く、ロボット手術や種々の経カテーテル手術など高度先端医療も積極的に取り入れられています。超高齢者やハイリスク患者の手術も多く、研修を行うことで豊富で多種多彩な麻酔症例を経験することができます。

5. 専攻医の採用と問い合わせ先

①　採用方法

専攻医に応募する者は、日本専門医機構に定められた方法により、期限までに志望の研修プログラムに応募する。

②　問い合わせ先

本研修プログラムへの問い合わせは、中東遠総合医療センターwebsite、電話、e-mail、郵送のいずれの方法でも可能である。

中東遠総合医療センター
麻酔科統括診療部長　鈴木　祐二
〒436-8555　静岡県掛川市菖蒲ヶ池１－１
TEL：0537-21-5555
E-mail：yuji-s01@chutoen-hp.shizuoka.jp
Website：https://www.chutoen-hp.shizuoka.jp/
事務担当：増田・大村（臨床研修センター）

6.　麻酔科医資格取得のために研修中に修めるべき知識・技能・態度について

①　専門研修で得られる成果（アウトカム）

麻酔科領域の専門医を目指す専攻医は、4年間の専門研修を修了することで、安全で質の高い周術期医療およびその関連分野の診療を実践し、国民の健康と福祉の増進に寄与することができるようになる。具体的には、専攻医は専門研修を通じて下記の4つの資質を修得した医師となる。

１）十分な麻酔科領域、および麻酔科関連領域の専門知識と技能
２）刻々と変わる臨床現場における、適切な臨床的判断能力、問題解決能力
３）医の倫理に配慮し、診療を行う上での適切な態度、習慣
４）常に進歩する医療・医学に則して、生涯を通じて研鑽を継続する向上心

②　麻酔科専門研修の到達目標

国民に安全な周術期医療を提供できる能力を十分に備えるために、研修期間中に別途資料**「麻酔科専攻医研修マニュアル」**に定められた専門知識、専門技能、学問的姿勢、医師としての倫理性と社会性に関する到達目標を達成する。

③　麻酔科専門研修の経験目標

研修期間中に専門医としての十分な知識、技能、態度を備えるために、別途資料**「麻酔科専攻医研修マニュアル」**に定められた経験すべき疾患・病態、経験すべき診療・検査、経験すべき麻酔症例、学術活動の経験目標を達成する。

このうちの経験症例に関して、原則として研修プログラム外の施設での経験症例は算定できないが、地域医療の維持など特別の目的がある場合に限り、研修プログラム管理委員会が認めた認定病院において卒後臨床研修期間に経験した症例のうち、専門

研修指導医が指導した症例に限っては、専門研修の経験症例数として数えることができる。

7. 専門研修方法

別途資料「**麻酔科専攻医研修マニュアル**」に定められた１）臨床現場での学習、２）臨床現場を離れた学習、３）自己学習により、専門医としてふさわしい水準の知識、技能、態度を修得する。

8. 専門研修中の年次毎の知識・技能・態度の修練プロセス

専攻医は研修カリキュラムに沿って、下記のように専門研修の年次毎の知識・技能・態度の到達目標を達成する。

専門研修１年目

手術麻酔に必要な基本的な手技と専門知識を修得し、ASA１～２度の患者の通常の定時手術に対して、指導医の指導の元、安全に周術期管理を行うことができる。

専門研修２年目

１年目で修得した技能、知識をさらに発展させ、全身状態の悪いASA３度の患者の周術期管理やASA１～２度の緊急手術の周術期管理を、指導医の指導のもと、安全に行うことができる。

専門研修３年目

心臓外科手術、胸部外科手術、脳神経外科手術、帝王切開手術、小児手術などを経験し、さまざまな特殊症例の周術期管理を指導医のもと、安全に行うことができる。また、ペインクリニック、集中治療、救急医療など関連領域の臨床に携わり、知識・技能を修得する。

専門研修４年目

３年目の経験をさらに発展させ、さまざまな症例の周術期管理を安全に行うことができる。基本的にトラブルのない症例は一人で周術期管理ができるが、難易度の高い症例、緊急時などは適切に上級医をコールして、患者の安全を守ることができる。

9. 専門研修の評価（自己評価と他者評価）

① 形成的評価

・研修実績記録：専攻医は毎研修年次末に、専攻医研修実績記録フォーマットを用いて自らの研修実績を記録する。研修実績記録は各施設の専門研修指導医に渡される。

・専門研修指導医による評価とフィードバック：研修実績記録に基づき、専門研修指導医は各専攻医の年次ごとの知識・技能・適切な態度の修得状況を形成的評価し、研修実績および到達度評価表、指導記録フォーマットによるフィードバックを行う。研修プログラム管理委員会は、各施設における全専攻医の評価を年次ごとに集計し、専攻医の次年次以降の研修内容に反映させる。

② 総括的評価

研修プログラム管理委員会において、専門研修４年次の最終月に、専攻医研修実績フォーマット、研修実績および到達度評価表、指導記録フォーマットをもとに、研修カリキュラムに示されている評価項目と評価基準に基づいて、各専攻医が専門医にふさわしい①専門知識、②専門技能、③医師として備えるべき学問的姿勢、倫理性、社会性、適性等を修得したかを総合的に評価し、専門研修プログラムを修了するのに相応しい水準に達しているかを判定する。

10. 専門研修プログラムの修了要件

各専攻医が研修カリキュラムに定めた到達目標、経験すべき症例数を達成し、知識、技能、態度が専門医にふさわしい水準にあるかどうかが修了要件である。各施設の研修実施責任者が集まる研修プログラム管理委員会において、研修期間中に行われた形成的評価、総括的評価を元に修了判定が行われる。

11. 専攻医による専門研修指導医および研修プログラムに対する評価

専攻医は、毎年次末に専門研修指導医および研修プログラムに対する評価を行い、研修プログラム管理委員会に提出する。評価を行ったことで、専攻医が不利益を被らないように、研修プログラム統括責任者は、専攻医個人を特定できないような配慮を行う義務がある。

研修プログラム統括管理者は、この評価に基づいて、すべての所属する専攻医に対する適切な研修を担保するために、自律的に研修プログラムの改善を行う義務を有する。

12. 専門研修の休止・中断、研修プログラムの移動

① 専門研修の休止

・専攻医本人の申し出に基づき、研修プログラム管理委員会が判断を行う。
・出産あるいは疾病などに伴う６ヶ月以内の休止は１回までは研修期間に含まれる。
・妊娠・出産・育児・介護・長期療養・留学・大学院進学など正当な理由がある場合は、連続して２年迄休止を認めることとする。休止期間は研修期間に含まれない。研修プログラムの休止回数に制限はなく、休止期間が連続して２年を越えていなければ、それまでの研修期間はすべて認められ、通算して４年の研修期間を満たせば

プログラムを修了したものとみなす。

・２年を越えて研修プログラムを休止した場合は、それまでの研修期間は認められない。ただし、地域枠コースを卒業し医師免許を取得した者については、卒後に課せられた義務を果たすために特例扱いとし２年以上の休止を認める。

② 専門研修の中断

・専攻医が専門研修を中断する場合は、研修プログラム管理委員会を通じて日本専門医機構の麻酔科領域研修委員会へ通知をする。

・専門研修の中断については、専攻医が臨床研修を継続することが困難であると判断した場合、研修プログラム管理委員会から専攻医に対し専門研修の中断を勧告できる。

③ 研修プログラムの移動

・専攻医は、やむを得ない場合、研修期間中に研修プログラムを移動することができる。その際は移動元、移動先双方の研修プログラム管理委員会を通じて、日本専門医機構の麻酔科領域研修委員会の承認を得る必要がある。麻酔科領域研修委員会は移動をしても当該専攻医が到達目標の達成が見込まれる場合にのみ移動を認める。

13. 地域医療への対応

本研修プログラムには、地域医療の中核病院として中東遠総合医療センター、静岡県立総合病院が入っている。医療資源の少ない地域においても安全な手術の施行に際し、適切な知識と技量に裏付けられた麻酔診療の実施は必要不可欠であるため、専攻医は、大病院だけでなく、地域での中小規模の研修連携施設においても一定の期間は麻酔研修を行い、当該地域における麻酔診療のニーズを理解する。

14. 専攻医の就業環境の整備機能（労務管理）

研修期間中に常勤として在籍する研修施設の就業規則に基づき就業することとなります。専攻医の就業環境に関して、各研修施設は労働基準法や医療法を順守することを原則とします。プログラム統括責任者および各施設の研修責任者は専攻医の適切な労働環境（設備、労働時間、当直回数、勤務条件、給与なども含む）の整備に努めるとともに、心身の健康維持に配慮します。

年次評価を行う際、専攻医および専門研修指導医は研修施設に対する評価（Evaluation）も行い、その内容を専門研修プログラム管理委員会に報告する。 就業環境に改善が必要であると判断した場合には、当該施設の施設長、研修責任者に文書で通達・指導します。